

---

# 序章 はじめに

---

## 序－１ 策定の目的と意義

### (1) 策定の目的

本計画は、幸田町総合計画及び愛知県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、本町の都市計画の基本的な方針を策定するものです。

都市計画マスタープランは、本町の都市化の進展に対応するとともに、町の将来の望ましい姿（将来像）を検討し、住民が安心して快適に暮らせるようまちづくりの基本的な方向を示すことを目的としています。

### (2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成４年（1992年）の都市計画法改正により創設された制度で、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）を示すものです。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画となるものです。

### (3) 目標年次

計画の目標年次は令和12年（2030年）とし、令和2年（2020年）を中間年次とします。

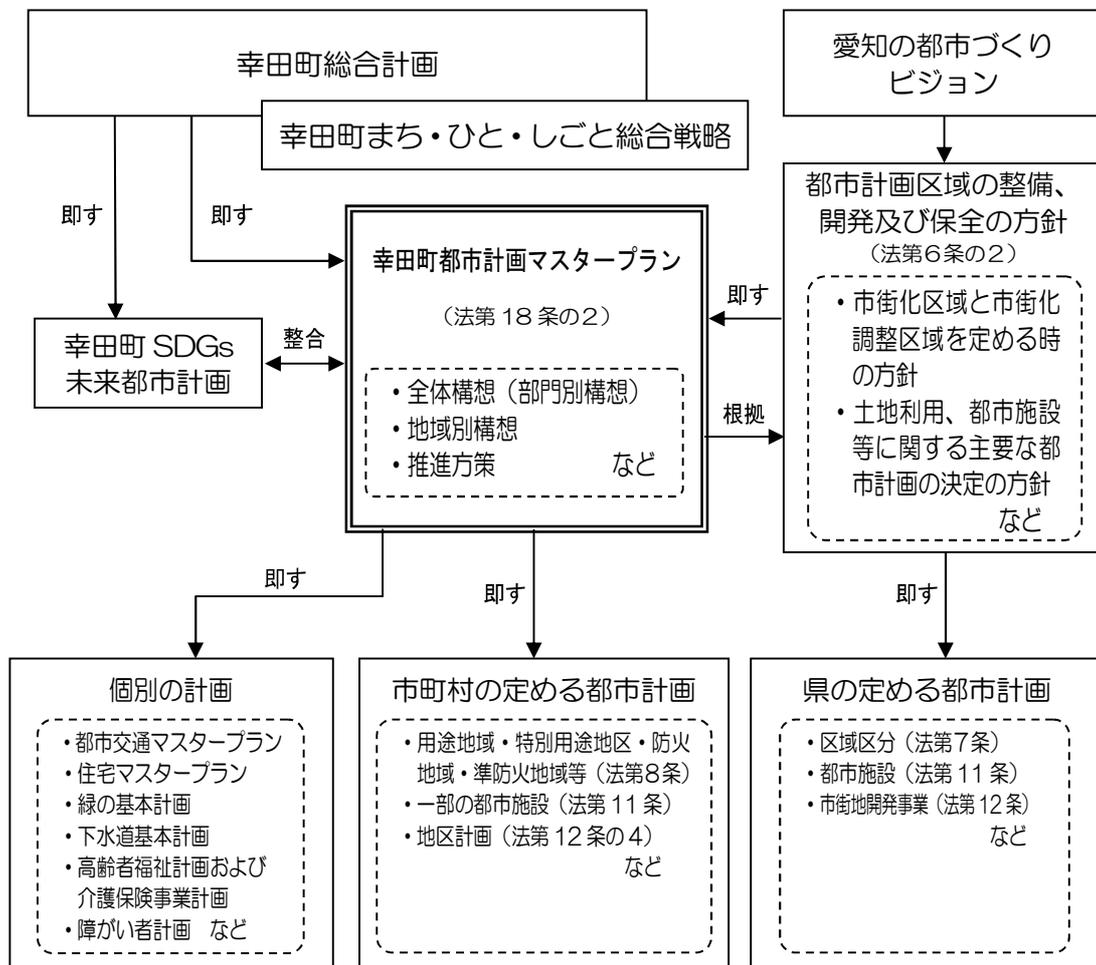
(4) 一部改定の背景と目的

本計画の中間年次である令和2年(2020年)3月に計画の一部改定を行いました。

この間、本町の人口は堅調に増加していましたが、今後は緩やかな減少に向かうと推測されており、それに伴う少子高齢化の進行等に対応した計画の見直しが必要となっています。

また、本町は令和6年(2024年)に「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

中間年次から5年が経過し、上記の社会情勢等の変化に柔軟に対応するとともに、持続可能な社会の実現に向けた都市計画の方針を示すことを目的として、本計画の一部改定を行うものとします。



■都市計画マスタープランの位置付け

SDGs (持続可能な開発目標) とは

●平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

## 序ー２ マスタープラン策定の体制

都市計画マスタープランは、庁内の担当者による「検討部会」及び「作業部会」での検討を踏まえ、「幸田町都市計画マスタープラン策定委員会」において検討を深めます。

また、委員会は地域住民による「地域別まちづくり会議（ワークショップ）」からの提言を受けるとともに、策定内容について協議します。

